

「和水町議会の一部議員における守秘義務違反（情報漏洩）、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重なる違反および幫助、公開委員会等において住民（実名）に対する名誉棄損などの議会の不適切運営を是正することを主旨する請願書」に関する調査結果報告書

令和6年9月13日

令和5年請願第1号特別委員会

1 令和5年請願第1号の請願書について

令和5年11月17日提出

請願者 住所

氏名

紹介議員 住所

氏名 秋丸 要一

和水町議会の一部議員における守秘義務違反（情報漏洩）、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重なる違反および幫助、公開委員会等において住民（実名）に対する名誉棄損などの議会の不適切運営を是正することを主旨する請願書（以下令和5年請願第1号）
請願事項

高木洋一郎議長、坂本敏彦副議長、木原泰代議員、竹下周三議員、白木淳議員5名の役職辞任の勧告を求めると共に、以下の事件に対し、公開協議にて、事実および原因究明、再発防止策の策定および徹底を行うこと、一切の委員会（秘密会を除く）の議事録のホームページ上への公開、令和5年8月31日全国議長会事務局および熊本県議長会事務局への問い合わせ内容の詳細（概略は不可）の公表を行うこと。

- ① 高木洋一郎議長による「坂本敏彦副議長に対する政治倫理調査請求」の政治倫理調査会への付託実施遅延（和水町議会議員の政治倫理に関する条例第10条第2項違反）事件。
- ② 和水町議会議員（高木洋一郎議長またはその関連議員）による情報漏洩事件。
- ③ 令和5年7月11日付陳情書に対する審査を実施した令和5年8月24日付議会運営委員会および令和5年8月31日付議会運営委員会における坂本敏彦副議長、木原泰代議員2名による地方自治法第117条（除斥）違反および和水町議会委員会条例第15条（除斥）違反事件。

- ④ 令和5年8月24日付議会運営委員会および令和5年8月31日付議会運営委員会の陳情書付託審議において疑惑の当事者であり発言権のない高木洋一郎議長の不規則発言、竹下周三議員による坂本敏彦副議長、木原泰代議員の委員会への参加を促す発言により地方自治法第117条違反および和水町議会委員会条例第15条違反を容認（幫助）した事件。
- ⑤ 令和5年8月24日付議会運営委員会および令和5年8月31日付議会運営委員会の陳情書付託審議における高木洋一郎議長の和水町議会委員会条例第23条、第25条違反事件。
- ⑥ 令和5年8月24日付議会運営委員会における白木淳議員および竹下周三議員の疑惑解明等を拒絶する和水町議会議員の政治倫理に関する条例第2条、第3条違反事件。
- ⑦ 令和5年8月31日付議会運営委員会における休憩時間に高木洋一郎議長の指示にて行われた全国議長会事務局および熊本県議長会事務局への問い合わせ内容への関与疑惑事件。

2 調査結果について

令和5年請願第1号特別委員会は調査の結果を以下のとおり報告する。

(1) 請願事項①

高木洋一郎議長による「坂本敏彦副議長に対する政治倫理調査請求」の政治倫理調査会への付託実施遅延（和水町議会議員の政治倫理に関する条例第10条第2項違反）事件について、令和5年6月29日付提出の政治倫理調査請求書は、和水町議会議員の政治倫理に関する条例第10条第2項によれば、10日以内の7月9日までに付託すべきものだが付託実施遅延が起きていたことを確認した。

(2) 請願事項②

和水町議会議員（高木洋一郎議長またはその関連議員）による情報漏洩事件については、確認できなかった。

(3) 請願事項③

令和5年7月11日付陳情書に対する審査を実施した令和5年8月24日付議会運営委員会および令和5年8月31日付議会運営委員会における坂本敏彦副議長、木原泰代議員2名による地方自治法第117条(除斥)違反および和水町議会委員会条例第15条(除斥)違反事件については、陳情書の内容の審査を行っていた事実が確認できた。内容の審査になる場合であれば、調査対象者は、除斥されるべきだった。

(4) 請願事項④

令和5年8月24日付議会運営委員会および令和5年8月31日付議会運営委員会の陳情書付託審議において疑惑の当事者であり発言権のない高木洋一郎議長の不規則発言、竹下周三議員による坂本敏彦副議長、木原泰代議員の委員会への参加を促す発言により地方自治法第117条違反および和水町議会委員会条例第15条違反を容認(幫助)した事件については、前述の請願事項③を踏まえると一部確認できた。

(5) 請願事項⑤

令和5年8月24日付議会運営委員会および令和5年8月31日付議会運営委員会の陳情書付託審議における高木洋一郎議長の和水町議会委員会条例第23条、第25条違反事件については、確認できなかった。

(6) 請願事項⑥

令和5年8月24日付議会運営委員会における白木淳議員および竹下周三議員の疑惑解明等を拒絶する和水町議会議員の政治倫理に関する条例第2条、第3条違反事件については、確認できた。

(7) 請願事項⑦

令和5年8月31日付議会運営委員会における休憩時間に高木洋一郎議長の指示にて行われた全国議長会事務局および熊本県議長会事務局への問い合わせ内容への関与疑惑事件については、確認できなかった。

(8) 一切の委員会の議事録へのホームページ上の公開については、和水町議会委員会条例の改正が必要であることから見送る。

(9) 役職辞任については、本人に委ねることとし、要求しない。

3 令和5年請願第1号特別委員会の設置について

(1) 設置の経緯

ア 令和5年11月17日付にて、請願者並びに紹介議員より「和水町議会の一部議員における守秘義務違反（情報漏洩）、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重る違反および幫助、公開委員会等において住民（実名）に対する名誉棄損などの議会の不適切運営を是正することを主旨する請願書（以下令和5年請願第1号）」が議会に提出された。

イ 令和5年12月4日月曜日、令和5年第4回和水町議会定例会にて、調査対象議員5名（高木洋一郎議長・坂本敏彦副議長・竹下周三議員・白木淳議員・木原泰代議員）を除斥した後、令和5年請願第1号特別委員会の設置が可決され「令和5年請願第1号」は付託された。

(2) 特別委員会の名称

令和5年請願第1号特別委員会

(3) 設置の根拠

地方自治法第109条及び和水町議会委員会条例第5条

(4) 目的

和水町議会の一部議員における守秘義務違反(情報漏洩)、期日遅延、除斥違反などの地方自治法および和水町各条例に対する度重なる違反および幫助、公開委員会等において住民(実名)に対する名誉棄損などの議会の不適切運営に対する調査

(5) 委員の定数

5名

(6) 委員の氏名

委員長 齊木幸男議員

副委員長 千々岩繁議員

委員 笹淵賢吾議員

委員 荒木宏太議員

委員 亀崎清貴議員

4 開催状況について

第1回 令和5年12月4日月曜日 本会議休憩中 委員会室

・正副委員長の互選。

第2回 令和5年12月4日月曜日 16時50分 委員会室

・議会休会日の12月7日金曜日、第3回委員会の開催を決定し、請願者と紹介議員秋丸要一議員を参考人として招致し、提出趣旨等の調査を公開で行うこととした。

第3回 令和5年12月7日木曜日 14時00分 3階大会議室

・参考人の請願者と紹介議員秋丸要一議員より請願書の提出趣旨等の調査を行う。
・請願は採択し調査を行うこととした。

- 第4回 令和5年12月18日月曜日 9時30分 3階大会議室
- ・公正公平の調査が必要な為、全委員一致で有識者会議第三者委員会において調査することとした。
- 第5回 令和6年1月9日火曜日 13時00分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・定員等を検討。
 - ・条例を制定し、弁護士3名で熊本県弁護士会に依頼する。
- 第6回 令和6年2月7日水曜日 全員協議会后 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・7項目の調査を学識経験者等に依頼することにした。
- 第7回 令和6年2月21日水曜日 9時00分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・継続審査にすることを採択。
 - ・熊本県弁護士会を通じて弁護士3名に依頼し調査をすることを3月議会で報告する。
 - ・要綱採択し、報酬等を検討。
- 第8回 令和6年3月12日火曜日 本会議終了後 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・調査委員の推薦結果、熊本県弁護士会は委員の推薦辞退。
 - ・熊本県司法書士会に依頼。
 - ・継続審査の委員長報告書案確認。
- 第9回 令和6年3月15日金曜日 15時10分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・有識者の報酬等について検討。

- 第10回 令和6年3月25日月曜日 9時30分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・有識者の報酬等を検討。
 - ・依頼要請先は県内2大学・熊本県弁護士会・熊本県司法書士会。
 - ・特別委員会も同時に調査を開始すると決定。
- 第11回 令和6年4月4日木曜日 10時00分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・熊本県弁護士会からは委員の推薦辞退。
- 第12回 令和6年4月9日火曜日 9時30分 3階大会議室
- ・流会
- 第13回 令和6年4月16日火曜日 10時00分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・条例調査、交通費、オンライン調査の取り扱いについて検討。
- 第14回 令和6年5月9日木曜日 15時00分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・県内の2大学に推薦依頼。
 - ・調査方法や有識者の報酬等について検討。
- 第15回 令和6年5月20日月曜日 9時30分 3階大会議室
- ・学識経験者等による専門的知見を活用した調査について。
 - ・熊本県弁護士会等の推薦辞退のため、専門的知見の活用は実施しないと決定。
- 第16回 令和6年5月29日水曜日 13時30分 3階大会議室
- ・会議録で請願事項の③④⑤⑥を調査。
- 第17回 令和6年6月14日金曜日 13時30分 3階大会議室
- ・請願事項①②⑦の調査審査の方法を検討。

- 第18回 令和6年7月2日火曜日 9時30分 3階大会議室
・参考人招致の検討。
- 第19回 令和6年7月29日月曜日 9時30分 3階大会議室
・参考人として高木洋一郎議長、議会事務局長を招致。
- 第20回 令和6年8月22日木曜日 13時30分 3階中会議室
・第19回の特別委員会会議録及び関係文書を基に請願事項
①②⑦を調査。
- 第21回 令和6年9月2日月曜日 13時00分 3階中会議室
・調査報告書について
・9月議会の委員長報告について
- 第22回 令和6年9月6日金曜日 9時00分 3階中会議室
・調査報告書案について
- 第23回 令和6年9月11日水曜日 本会議終了後 3階大会議室
・調査報告書案について
- 第24回 令和6年9月12日木曜日 常任委員会終了後 3階大会議室
・調査報告書案について

5 再発防止策について

- (1) 議長は、議会での役割と職務を再認識するよう求める。
- (2) 議員は、和水町議会基本条例を再認識し、理解を深めるよう求める。
- (3) 議会は、研修の充実を図り議員各位は、資質の向上に努めることを求める。
- (4) 議会事務局の情報管理、施錠管理等の徹底を求める。